

建設業の労働災害防止対策等について

日本サッシ協会 施工管理者安全推進大会



東京労働局労働基準部安全課 小関徹

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働災害発生状況について

全産業における死傷者数の推移 [全国]

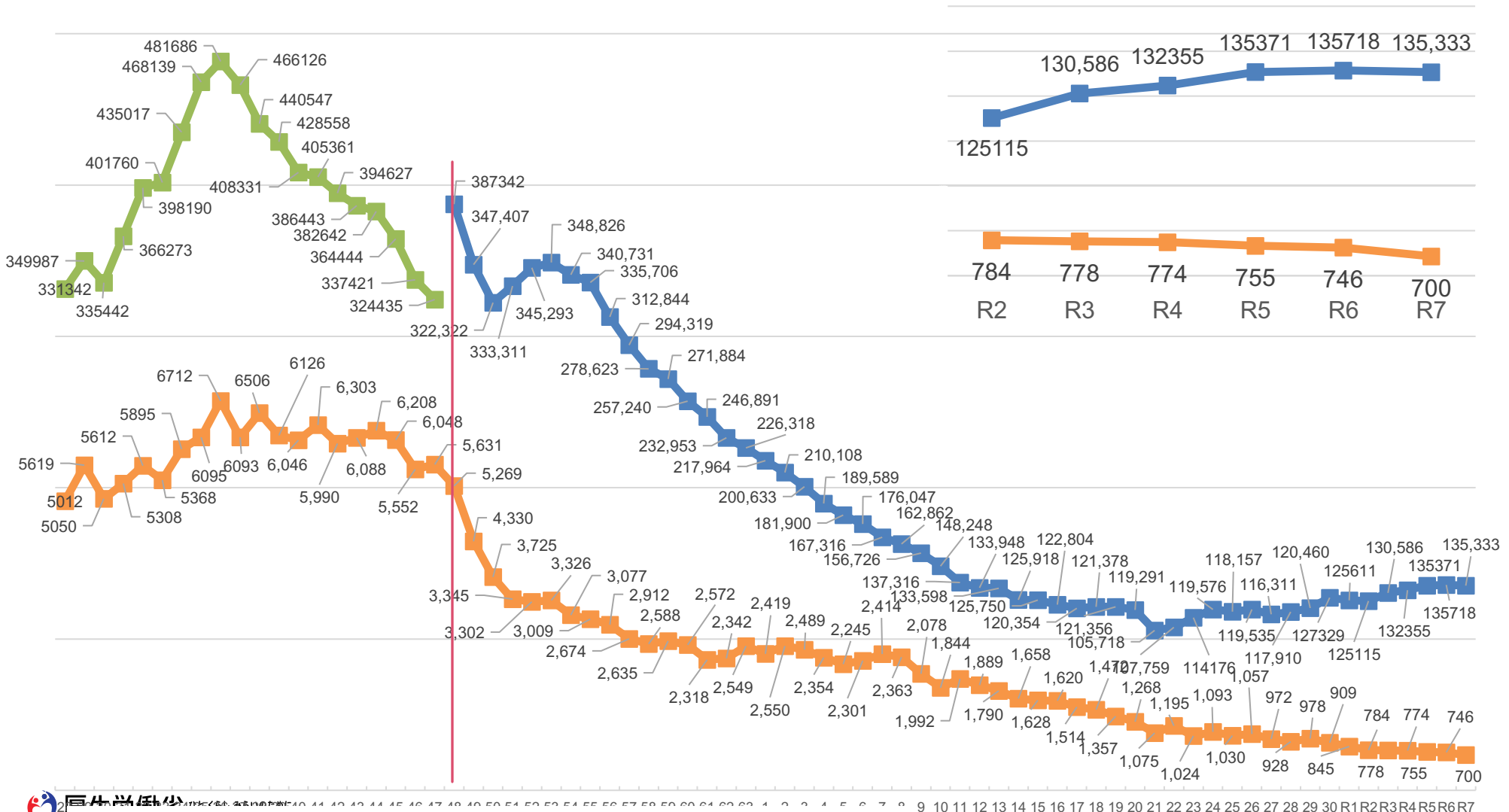
4

578023.2

休業4日以上

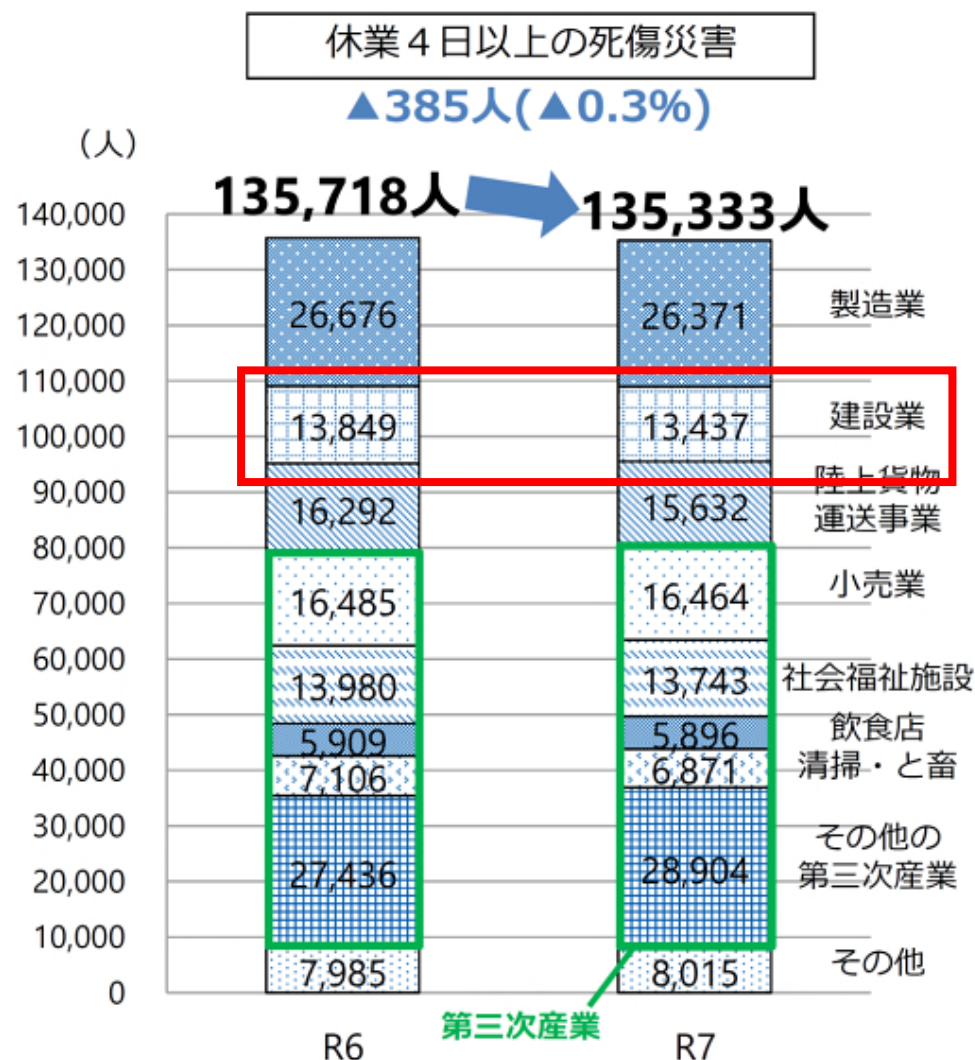
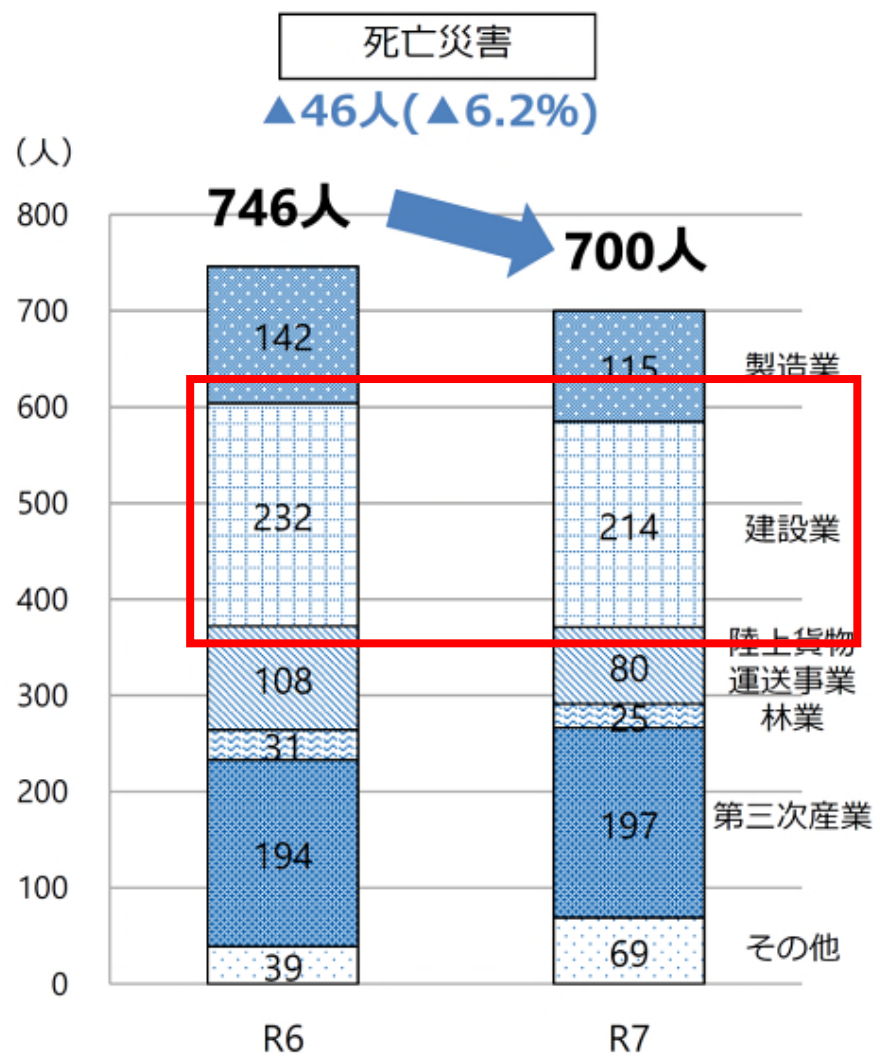
休業8日以上

死亡者数



※ 新型コロナウイルス感染症によるり患を除く(次ページ以降も同様)

業種別労働災害発生状況（死亡者数、休業4日以上之死傷者数）R6/R7比較



※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した労働災害について、令和8年4月7日までに報告があったものを集計したもの

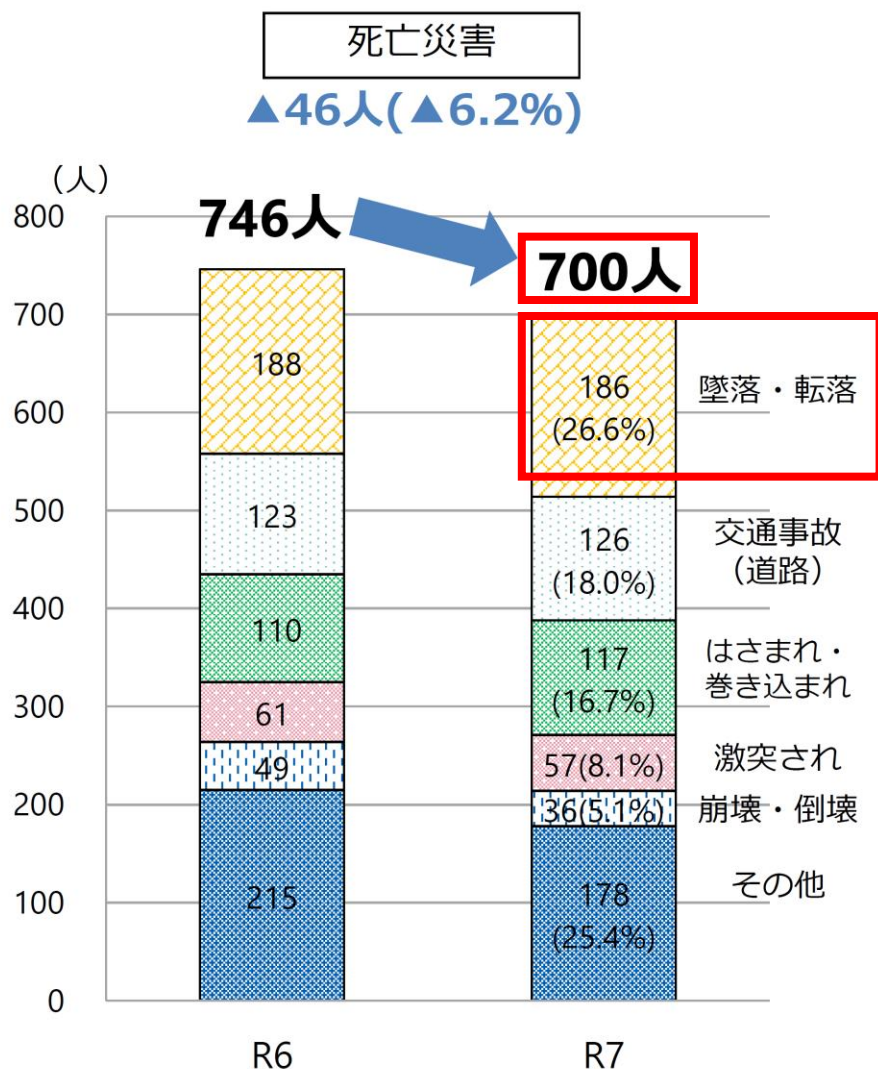
出典：死亡災害報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

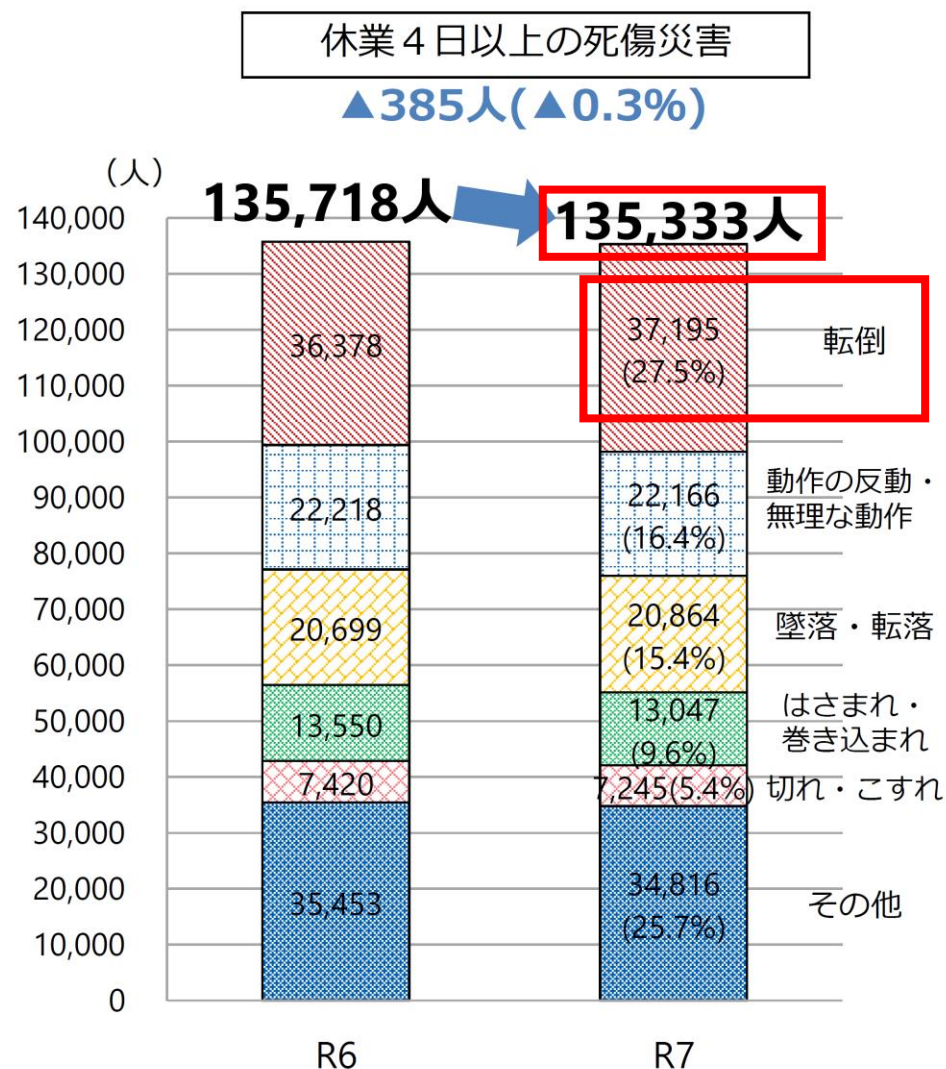
事故の型別労働災害発生状況（死亡者数、死傷者数）R6/R7比較



※ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までに発生した労働災害について、令和8年4月7日までに報告があったものを集計したもの

出典：死亡災害報告

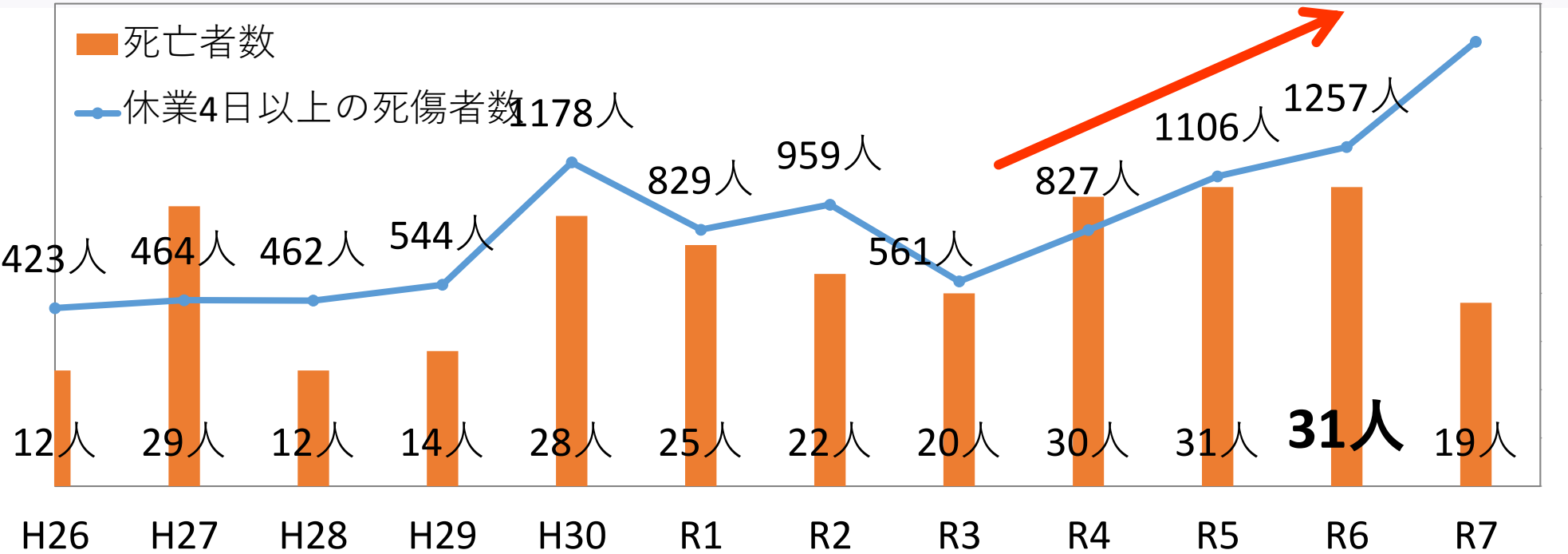
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。



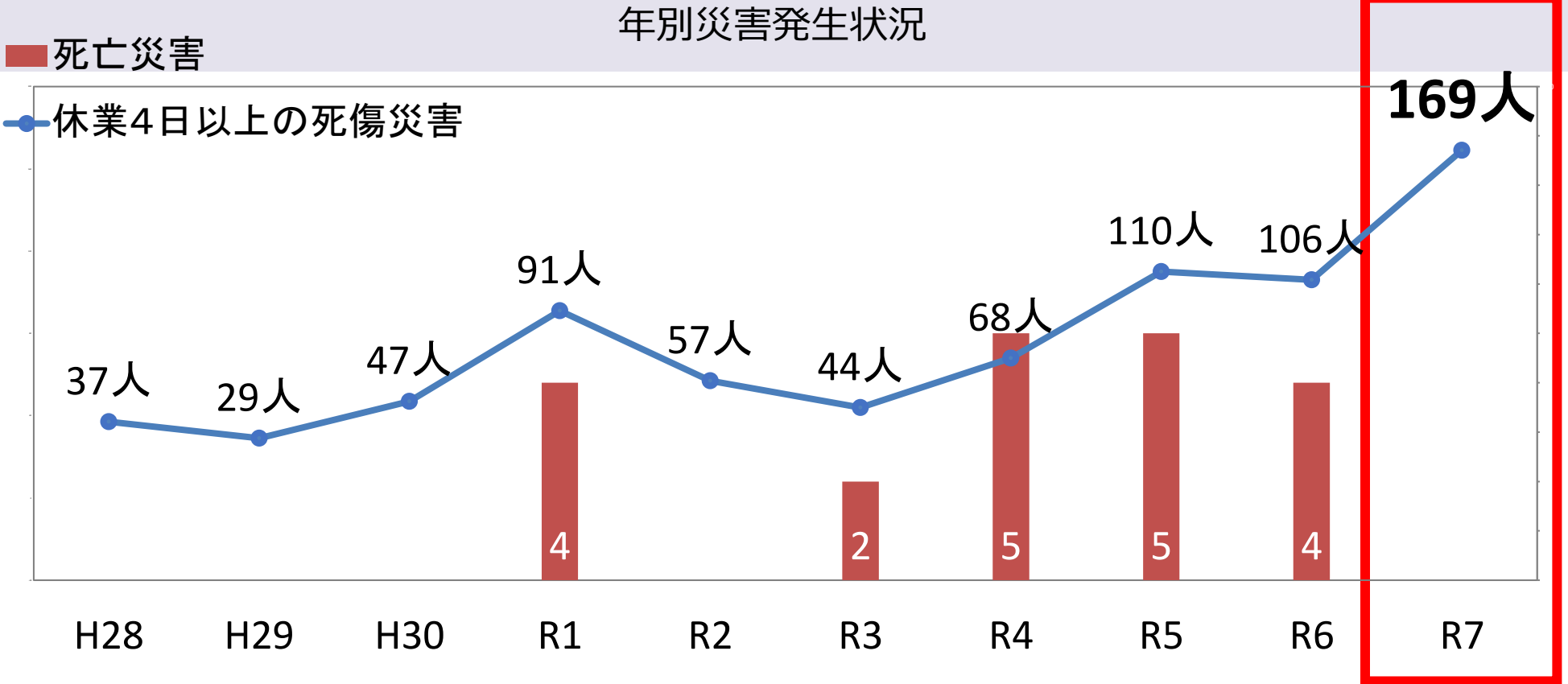
出典：労働者死傷病報告

※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

職場における熱中症による死傷者数の推移



業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・と畜業	農業	林業	その他	計
R 7 年	292(5)	365(2)	220(1)	199(3)	237(2)	121(1)	34(2)	9(0)	326(3)	1,803(19)
R 6 年	228(10)	235(5)	186(3)	142(2)	116(2)	76(2)	32(1)	10(0)	232(6)	1,257(31)



業種	製造業	建設業	陸上貨物 運送事業	小売業	ビルメンテナ ス業	廃棄物処 理業	警備業	その他	計
R6年休業	4	22	16	6	6	3	20	29	106
R7年休業	6	39	13	18	10	9	37	37	169

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 4 日

（別記）建設業関係団体の長 殿
一般社団法人 全国警備業協会会長 殿

厚生労働省
労働基準局安全衛生部労働衛生課長

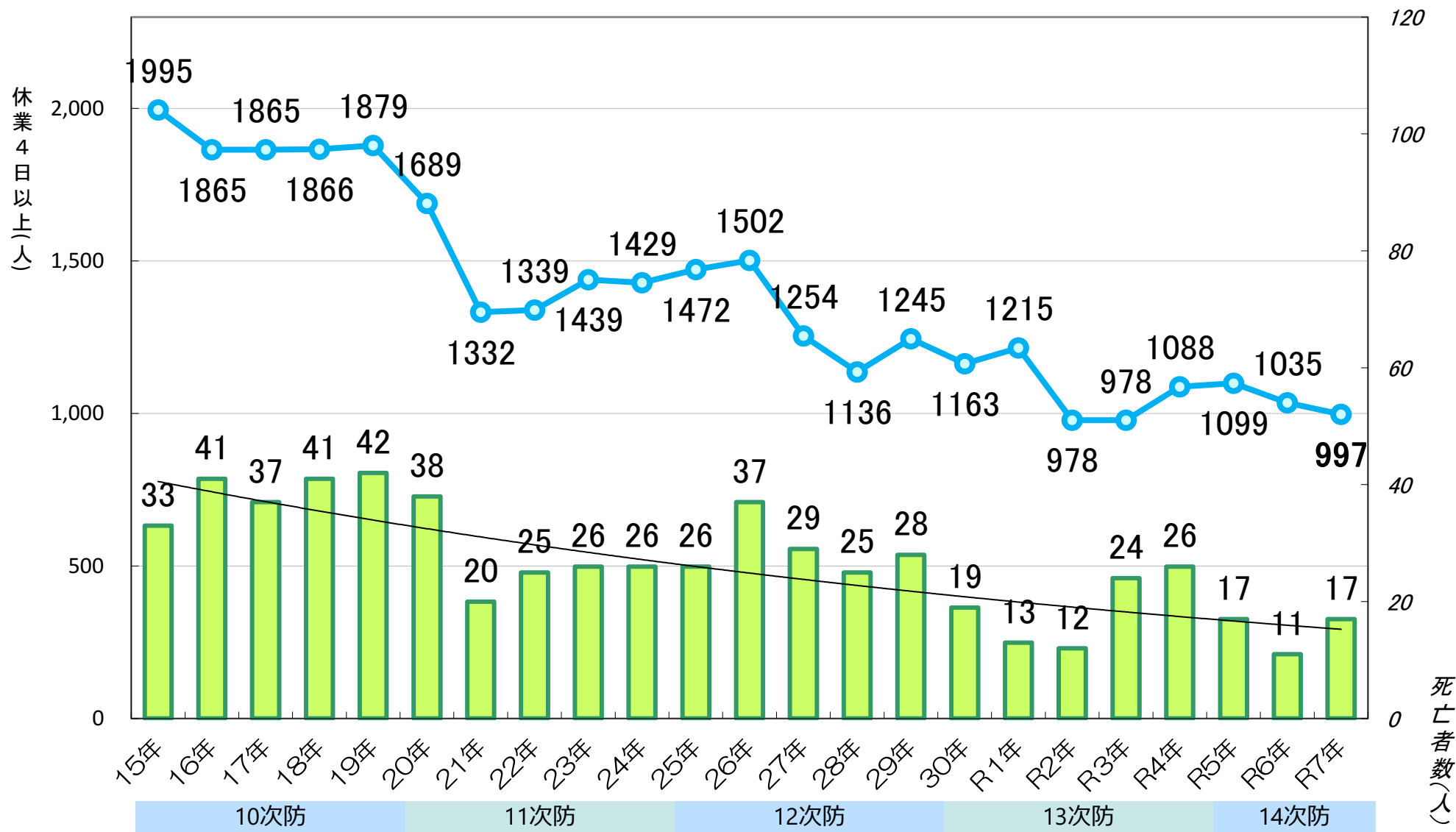
警察庁
生活安全局生活安全企画課長

国土交通省
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部計画課長
整備課長
不動産・建設経済局建設業課長
建設振興課長

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

建設業における 東京労働局管内の労働災害の推移

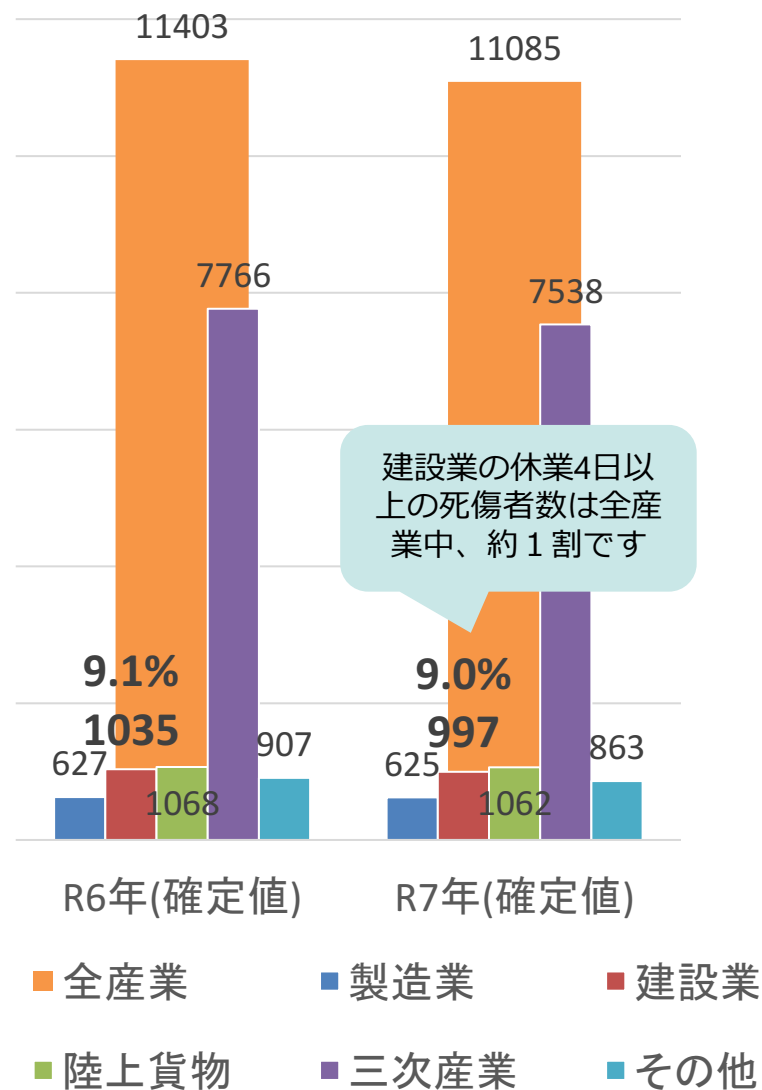
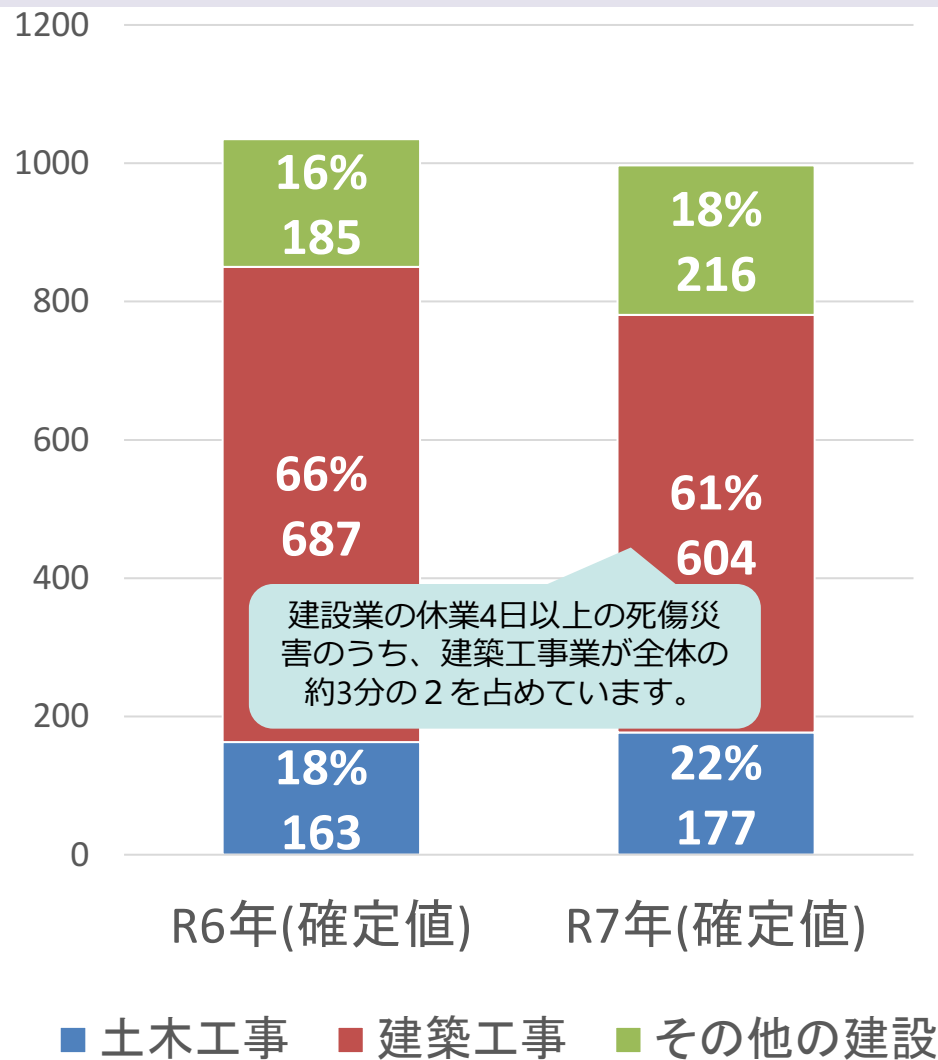
11



令和7年 死傷災害発生状況【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

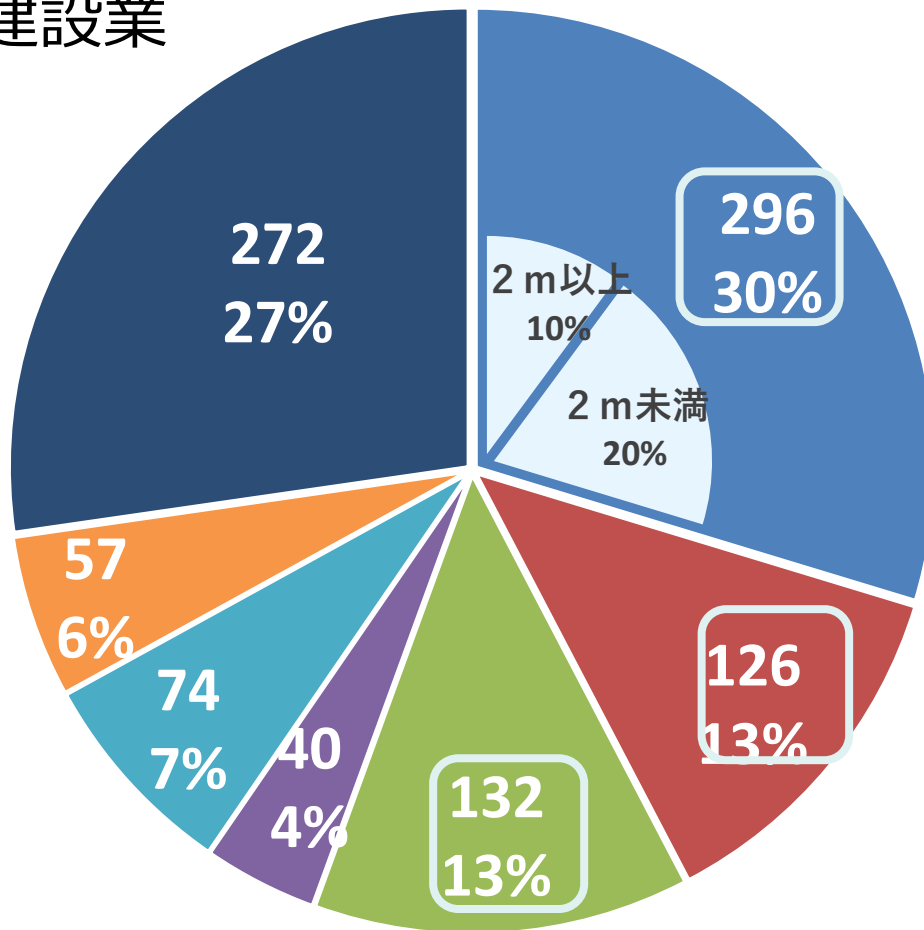
12

業種別災害発生状況（工事のみ）



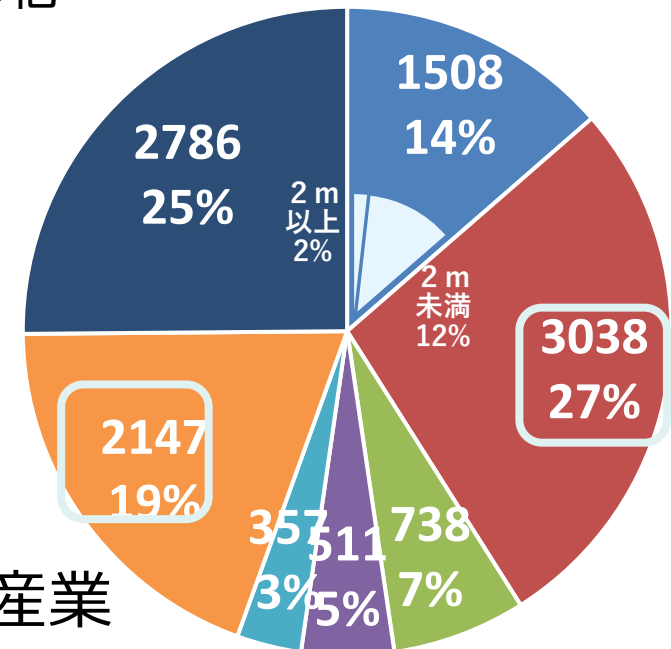
事故の型別災害発生状況

建設業



- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作
- その他

全産業

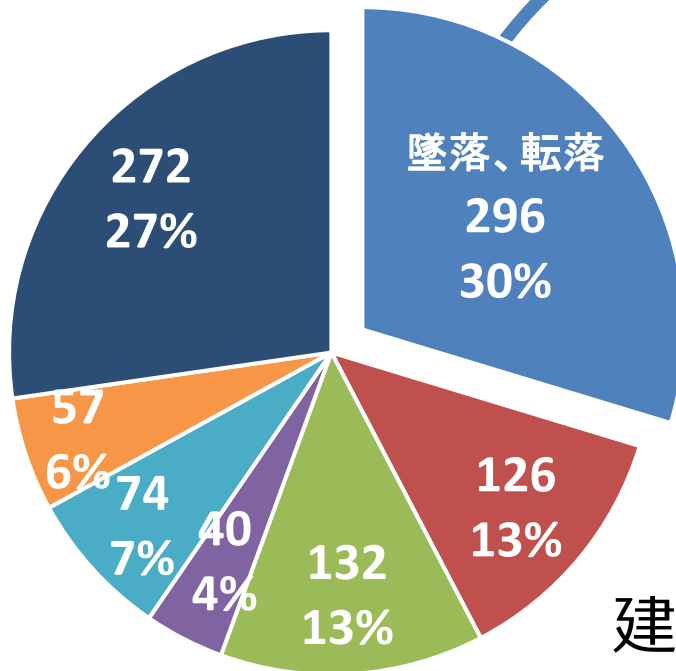


墜落・転落災害における起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

14

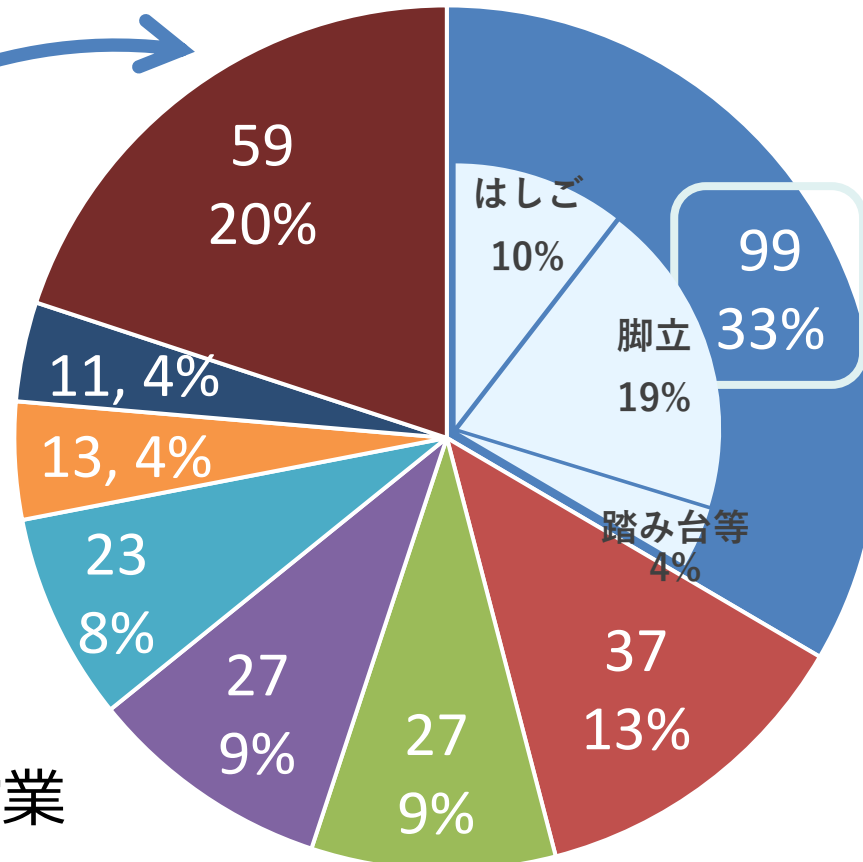
起因物別死傷災害【建設業】

- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作



建設業

墜落・転落災害における 起因物別発生状況



- はしご等
- 足場
- 階段、栈橋
- 開口部
- トラック
- 作業床、歩み板
- 屋根、はり、もや、けた、合掌
- 上記以外

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)

年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- ☐ はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- ☐ (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- ☐ はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- ☐ はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- ☐ はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- ☐ はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

「労働安全衛生規則」で定められている事項

移動はしご(安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典「シリーズここが重要な労働安全衛生規則」



「はしごや脚立からの墮落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R3.3)

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

15

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)

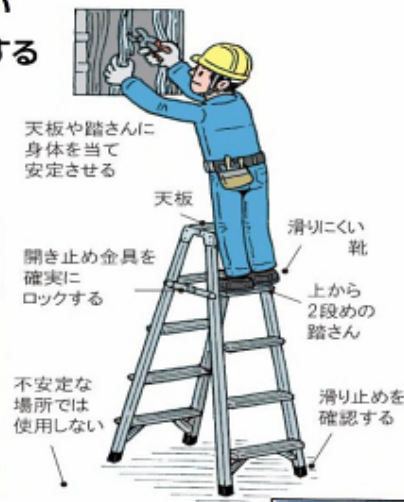
年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
現場名 確認担当者名

- ☐ 脚立は安定した場所に設置している
- ☐ 開き止めに確実にロックをかけた
- ☐ ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ☐ ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- ☐ 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- ☐ 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- ☐ 天板上や天板をまたいで作業をしない
- ☐ 作業は2段目以下の踏みさんを使用する
(3段目以下がよりよい)
- ☐ 作業は頭の真上でしない
- ☐ 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生規則」で定められている事項

脚立(安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上での作業時は、墮落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墮落・転落災害をなくしましょう！」
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

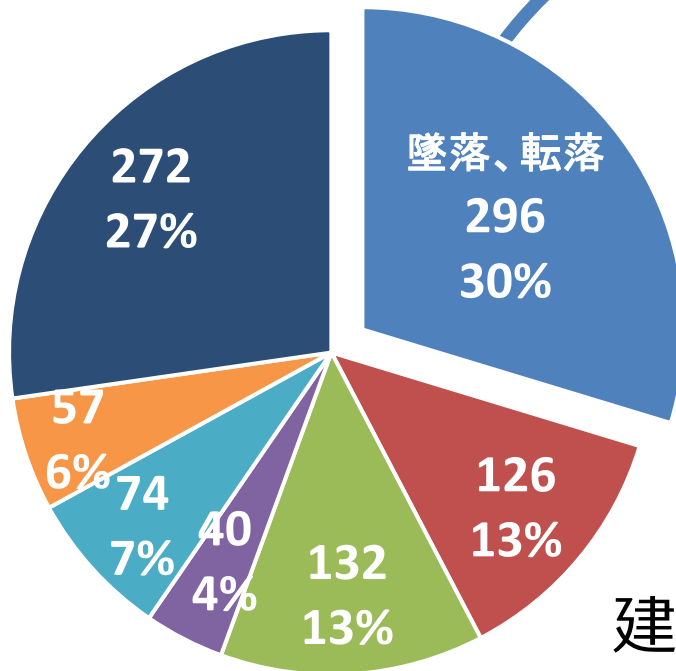
(R3.3)

墜落・転落災害における起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

11

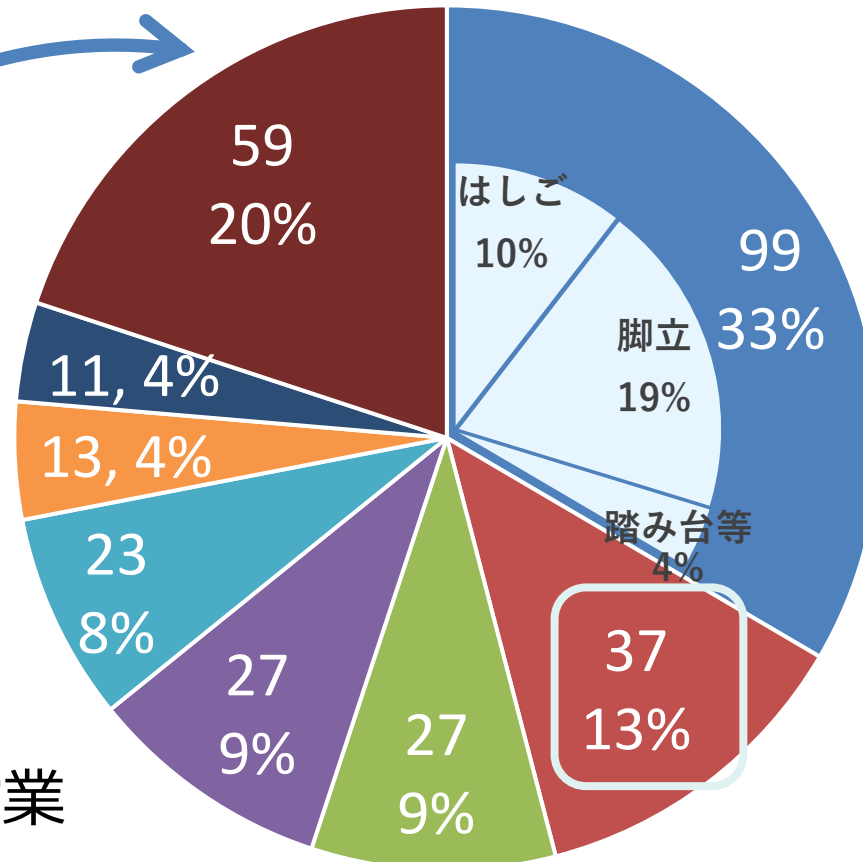
起因物別死傷災害【建設業】

- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作



建設業

墜落・転落災害における 起因物別発生状況



- はしご等
- 足場
- 階段、栈橋
- 開口部
- トラック
- 作業床、歩み板
- 屋根、はり、もや、けた、合掌
- 上記以外

足場の組立て等の作業段階

元方事業者・足場の設置業者が留意すべきこと

(1) 作業手順に基づく作業の徹底について

- 足場の設置計画に応じ、具体的な「作業手順」を定め、労働者に周知するとともに、「作業手順」に基づく安全な作業を徹底してください。

作業手順に含めるべき事項

- 組立て、解体又は変更の時期、範囲及び順序
- 設置する足場の種類に応じた組立方法等

作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じて見直しましょう！

(2) 「作業主任者」等の職務について

- 高さ5m以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「作業主任者」を選任し、職務を適切に行わせてください。
また、高さ5mに満たない足場の組立て等の作業に当たっても「作業指揮者」を指名し、「作業主任者」の職務に準じた事項を行わせてください。
- 新しい技術や様々な機材に対応できるよう、「作業主任者」には定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めてください。

安全帯を着用していたにもかかわらず使用していなかったために墜落

安全帯の使用状況の監視を！

安全帯の破断により墜落を食い止めることができなかった

安全帯の機能の点検を！

特に徹底が必要



安全帯の点検

(3) 安全帯の使用について

- 安全帯を使用する場合には、適切な安全帯取付設備を設置してください。
- 足場の最上層で組立て作業を行う際には、あらかじめ安全帯取付設備を設置してください。

安全帯を使用していたが掛け替え時に墜落

足場の組立て等作業時は「安全帯の二丁掛け」を基本に！

墜落時の衝撃緩和のため、「ハーネス型安全帯」の採用を！



ハーネス型

(4) 「手すり先行工法」について

- 「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく作業を徹底して下さい。
- 「手すり先行工法」を採用した場合であっても、妻側や躯体側からの墜落を防止するため、安全帯を併用してください。

(5) 足場の点検について

- 足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、完成した足場上で安全に作業を行うために必要不可欠な事項です。
- 十分な知識・経験を有する点検実施者により、足場の種類に応じたチェックリストを作成し、必要な事項についてもれなく点検してください。

「点検実施者」として望ましい者

「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」修了者等十分な知識・経験を有する者

- ①「点検で異常を認めた際の補修等」
 - ②「点検結果の記録・保存」
- についても忘れずに！

リーフレットはここからダウンロードできます



足場上で作業を行う段階

元方事業者、足場の設置業者以外の事業者が留意すべきこと

(1) 作業計画の作成について

- 足場上で作業の実施に当たっては、「作業計画」を作成し、これに基づく作業を徹底してください。

作業計画に含めるべき事項

- 足場上での作業箇所や作業範囲
- 作業に伴う手すり等の取外しの有無及びその際の方法
- 取り外した手すり等の復旧等に関する内容等

「手すり等の取外し」や、「身を乗り出しての作業」を行わないで済むような作業方法を検討しましょう！

次のような場合は、責任者への報告を徹底してください

- ① 不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合
- ② 作業計画では想定していなかった手すり等の取外しを行う場合

労働者個人の判断で行わないよう徹底を！

(2) 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合について

- 手すり等を臨時に取り外す場合は、安全帯の使用等を徹底してください。

作業と直接関係のない労働者が手すり等を臨時に取り外した箇所から墜落

作業箇所への関係労働者以外の立入禁止措置の実施を！

臨時に取り外した手すり等を元に戻さずに別の作業を行った労働者が墜落

臨時に取り外した手すり等の復旧及び責任者への報告を！

特に徹底が必要



立入禁止表示の例

(3) 安全帯の使用について

- 労働者に安全帯を使用させる場合は、足場の組立て等の作業段階時に準じた対策（5ページの（3））を行ってください。

(4) 足場の点検について

- 日々の作業開始前には、手すり等の点検及び補修を実施してください。

その他の留意事項

元方事業者・足場設置業者以外の事業者が留意すべきこと

(1) 安全衛生教育等の実施について

- 雇入れ時教育や新規入場者教育、朝礼時のミーティング等の場において、本リーフレット等を活用し、安衛則に基づく措置の効果やその必要性、不安全行動等による問題点について、労働者の理解を深めましょう。

足場からの墜落・転落災害の9割以上は、安衛則に基づく措置が不十分な足場で発生

安衛則に基づく措置が適切な足場で発生した災害のほとんどは、「不安全行動」等が原因

(2) 足場の作業床の整理整頓について

- 足場の作業床が常に有効な状態となるよう、資材や工具の整理整頓に努めましょう。

足場上に放置された資材や工具での「つまづき」が墜落につながるおそれがある

(3) 労働者の健康管理等について

- 足場上で作業を行う労働者の健康状態の把握に努めましょう。

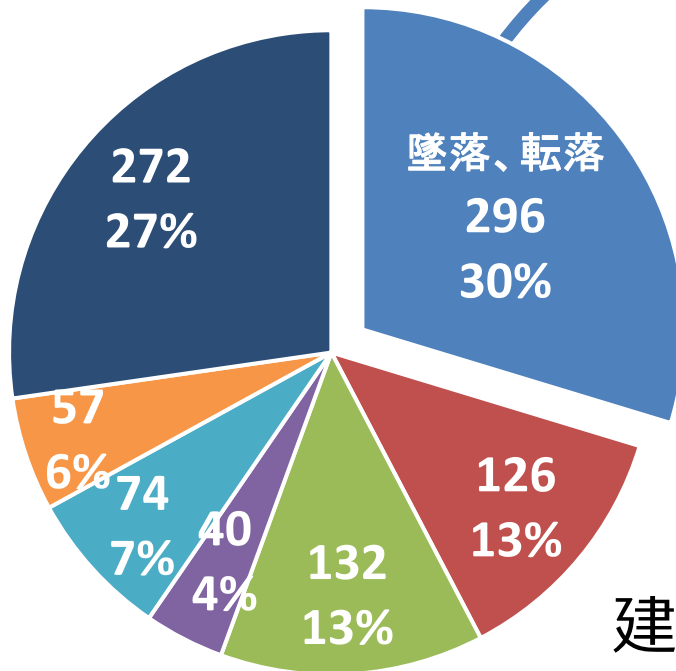
猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足による足元の「ふらつき」が墜落につながるおそれがある

墜落・転落災害における起因物別死傷災害【東京労働局管内、建設業】 (確定値)

11

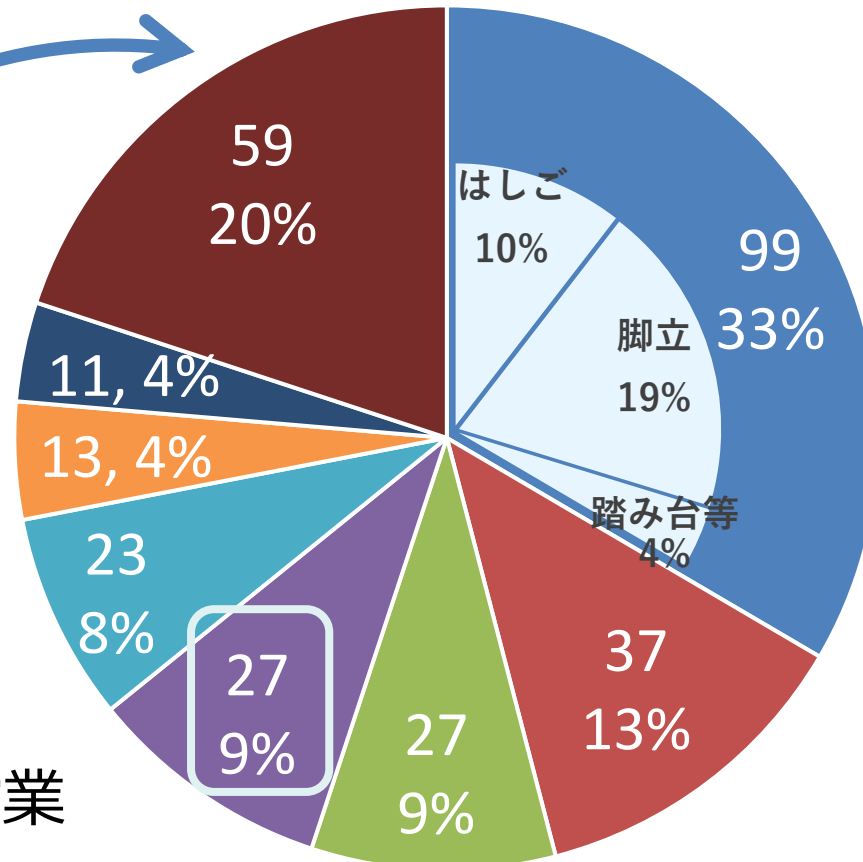
起因物別死傷災害【建設業】

- 墜落、転落
- 転倒
- はさまれ、巻き込まれ
- 激突
- 飛来、落下
- 動作の反動、無理な動作



建設業

墜落・転落災害における 起因物別発生状況



- はしご等
- 足場
- 階段、栈橋
- 開口部
- トラック
- 作業床、歩み板
- 屋根、はり、もや、けた、合掌
- 上記以外

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。

新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量2トン以上5トン未満のもの）

保護帽の着用が必要となるもの		適用されないもの
 平ボディ車 （荷台の側面が構造上開閉できるものの例）	 ウイング車 （荷台の側面が構造上開閉できるものの例）	 バン （テールゲートリフターが設置されていないもの） ※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。
 建機運搬車 （荷台の前面が構造上開放されているものの例）	 バン （テールゲートリフターが設置されているもの）	

※最大積載量5トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

改正のあらまし

労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逃走防止措置は引き続き必要です。



可搬式の踏み台等の例

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1
施行

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

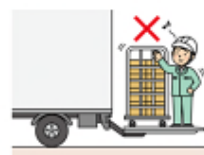
	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上又は荷台までの昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。※詳細についてはメーカー取扱説明書をご確認ください。

● 保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● （上記①②） △ （上記①②）	○	高さ2m以上の箇所で行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。



事故の型別死亡災害【東京労働局管内、建設業】 (令和6～7年)

21

事故の型別 死亡災害発生状況



	月	業種 職種	事故の型 起因物	年齢 経験期間	発生状況の概要
1	1月	建築工事業	墜落、転落	50歳代	立体駐車場において、地下に向かうため自動車垂直搬送用リフトに乗り下降したが、指定した階で停止しなかったため、緊急停止ボタンを押したところ、リフトが一時停止直後に上昇したため、自動車用パレットに飛び移ろうとしたが、リフトと当該パレットの隙間から墜落したもの。
		設備機械工	エレベータ、リフト	30年以上	
2	1月	建築工事業	墜落、転落	20歳代	エレベーターシャフト開口部付近で、鉄板敷きの準備を行っていたところ、墜落し、死亡したもの。
		その他の作業員	開口部	1年以上 5年未満	
6	6月	建築工事業	墜落・転落	20歳代	地下工事でのビルの新築工事現場において、歩道区画用のカラーコーン等を片付ける作業中、作業構台の撤去後に開口部となっていた現場出入口ゲート付近の地面端部において、被災者は約90センチメートル下の箇所にコーンバーを片付けようとしたところ、バランスを崩して約3メートル下の地下スラブ上に墜落し、死亡したものの。
		管理者	開口部	1年未満	
7	6月	建築工事業	墜落・転落	50歳代	休憩時間中に、被災者が立っていた位置の背後にあった約9m×約7.5mの開口部からその床面まで4.1m墜落したものの。
		土工	開口部	30年以上	
9	7月	建築工事業	墜落・転落	30歳代	鉄筋コンクリート造15階建てのマンション新築工事現場において、3名で足場の解体作業を行っていたところ、当該足場の16段目（高さ27m）から墜落したものの。
		とび工	足場	1年以上 5年未満	
11	9月	建築工事業	墜落、転落	60歳代	被災者は、建屋の屋根に足場の控えを取り付ける穴を開けるために、組み立て途中の足場を通路として使用し屋根上に向けて移動していたところ、足場6層目から、高さ約8メートル下の地面に墜落した。
		解体工	その他の床面、通路の状態	10年以上 20年未満	

建設業の労働災害防止対策を 強化しましょう

墜落・転落災害をはじめとした

Ketui 決意表明

墜落等の死亡災害を
発生させない決意表明を
現場所長自らが発信

Kousyo 高所対策

有効な足場等の作業床、
手すりの設置、墜落
制止用器具の使用徹底！

墜落・転落リスクアセスメントの
実施も忘れずに

Kanri Kasseika 管理活性化

安全衛生管理活動の
的確な実施と活性化！
(リスクアセスメント)
KY活動など

Kyouiku 教育強化

安全衛生教育では
作業手順の遵守確認など

4K

の取組についての確認をお願いします

労働安全衛生のための活動

1. **死亡災害を発生させない旨の決意表明と発信**
2. **安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組**
3. **墜落・転落災害防止対策の徹底**
4. **安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底**

本日の内容

最近の法改正について

労働安全衛生法の一部を改正する法律の概要（令和7年5月14日公布）

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日（令和7年5月14日）に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

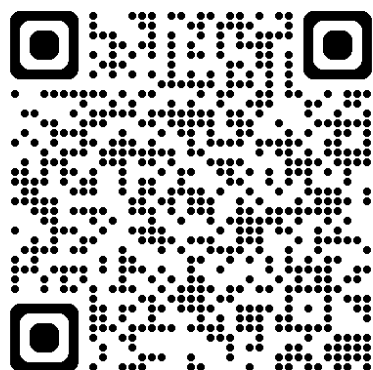
1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。



リーフレット
は、ここから
ダウンロード

労働安全衛生法の一部を改正する法律の概要（令和7年5月14日公布）

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

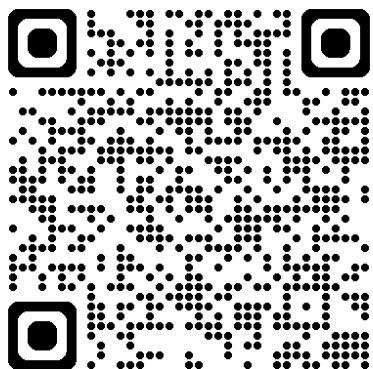
労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

建設工事の注文者その他の仕事を他人に請け負わせる者（ここでいう注文者は元請けに限らず、施主や関係請負人も含まれる）は、施工方法、作業方法、工期、納期等について、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。となりました。

無理な工期、無理な納期の設定や変更、
当初予定していなかった条件を注文後に付加する等

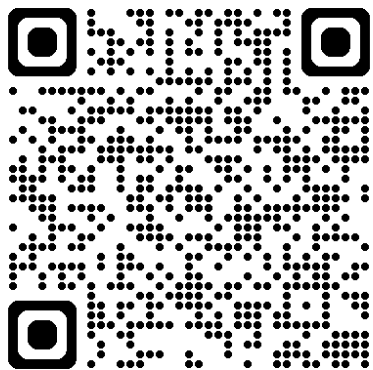
※ ①作業場所、②作業方法、③作業に使用する機械・設備等、
④作業に使用する原材料等、⑤作業時間帯等
を指定する場合には、指定内容に応じ、安全衛生上、留意すべき情報等を明示する等の配慮が必要であること。

また、指定内容によって安全衛生上必要となる教育・研修の受講等に要した費用についても安全衛生経費として計上するなどの配慮が必要であること。とされました。



リーフレット
は、ここから
ダウンロード

労働安全衛生法の一部を改正する法律の概要（令和7年5月14日公布）



リーフレット
は、ここから
ダウンロード

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1 施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む**作業従事者**に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

- 一の場所において、事業を行う者が行う仕事の作業に従事する全ての者を「**作業従事者**」と位置付けた。
- 統括安全衛生責任者、店社安全衛生管理者を選任しなければならない場合を、労働者以外の作業従事者も含めて、一の場所で作業を行う者が政令で定める数以上の場合とした。
- 労働者の救護の措置について、全ての作業従事者を対象に改めた。
- 特定元方事業者等の講ずべき措置の対象を労働者に限らず、作業従事者を対象とした。
- 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者に限らず、作業従事者についても、法違反がないように必要な指示を行わなければならないとした。
- 作業従事者は当該指示に従わなければならないとした。

（統括安全衛生責任者）

第15条

事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもののうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業は、当該一の場所において、その労働者である**作業従事者**

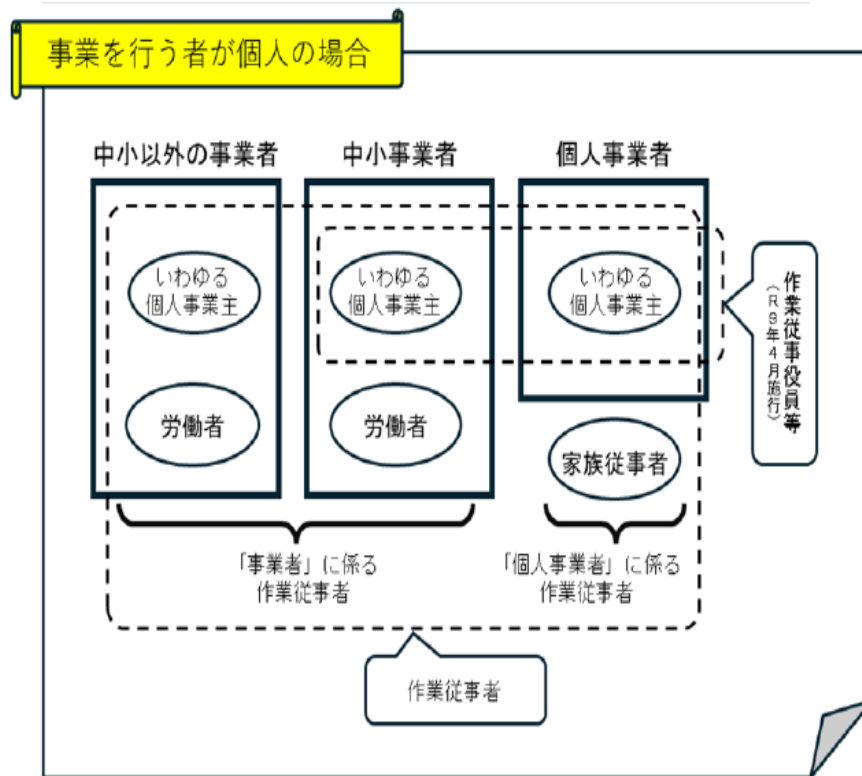
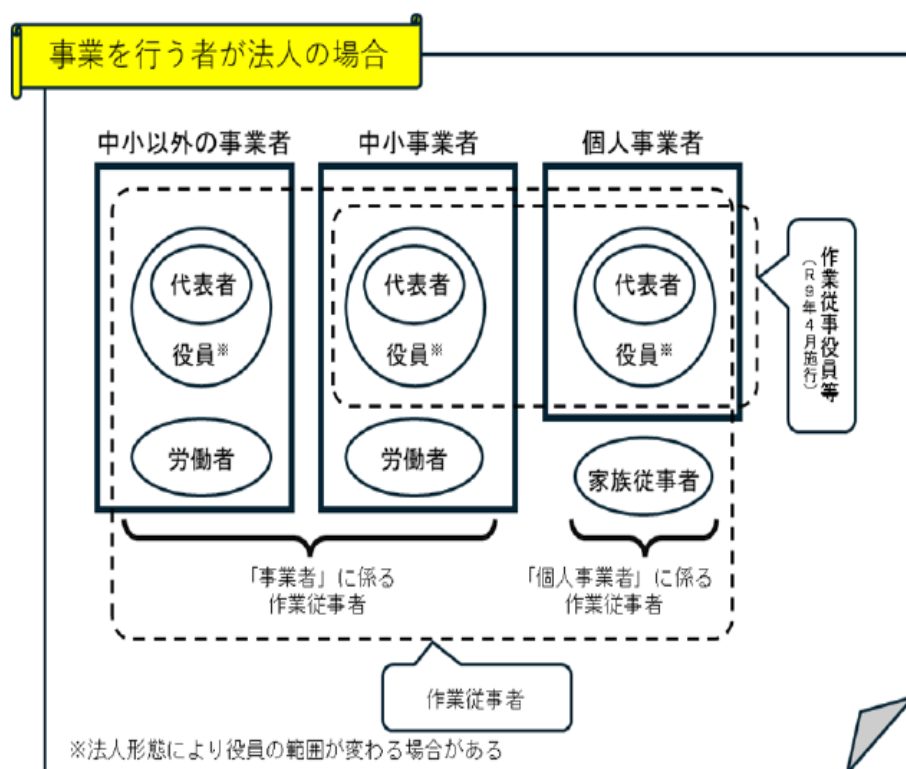
（事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者をいう。以下同じ。）及びその請負人に係る**作業従事者**が作業を行うときは、これらの作業従事者の作業が**同一の場所**において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第30条第1項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの作業従事者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

【作業従事者の範囲】

作業の内容如何にかかわらず、事業を行う者が行う仕事の作業（危険有害な作業に限らず、現場監督、記録のための写真撮影、荷物の搬入等も含まれる。）に従事する者をいう。

「作業従事者」に該当するか否かの判断に当たっては、契約形式等にかかわらず、実際に当該現場において仕事の作業を行っているかどうかを基準として、個別具体的に判断される。

【例】



【「労働者との同一の場所」の範囲】

改正法では、個人事業者等が措置を講ずべき場面や労働者以外の作業従事者が事業者、注文者等の講ずる措置の保護対象となる場面は、労働者以外の作業従事者が労働者との同一の場所において仕事の作業に従事する場合に限定されている。

これは、労働者以外の作業従事者が当該場所において作業を行うことにより、労働者に危害を及ぼすおそれがあること等に着目し、既存の労働災害防止対策に、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の作業従事者をも取り込み、労働者のみならず、労働者以外の作業従事者による災害の防止を図ることとしたものである。

そのため、ここでいう「労働者との同一の場所」とは、**当該場所に存在する危険性又は有害性等により、労働者以外の作業従事者と労働者が共通して、危険又は健康障害を生ずるおそれを受ける状態にある場所の範囲**をいうものである。その判断は、屋内外を問わず、原則として、物理的に同一の空間において、労働者及び労働者以外の作業従事者の作業が同時に行われる場所をいうものであり、典型的には、労働者による作業が通常行われている作業場が対象になるものであること。

ただし、「労働者との同一の場所」の範囲は、必ずしも同一の区画又は階層に限定されるものではなく、当該場所で行われる作業が周囲に及ぼす影響や、それぞれの規定が目的とする保護法益に照らし、個別具体的に判断されるべきものであること。

なお、当該影響が物理的又は時間的に遮断されている場合についてまで対象とするものではないこと。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

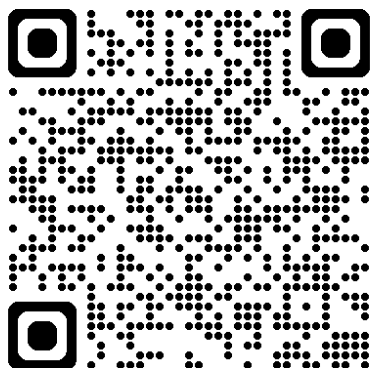
個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。



リーフレット
は、ここから
ダウンロード

(参考) 個人事業者等の業務上災害報告制度に係るイメージ図

第166回労働政策審議会安全衛生分科会 資料1 抜粋

報告義務
(罰則なし)



労働基準監督署

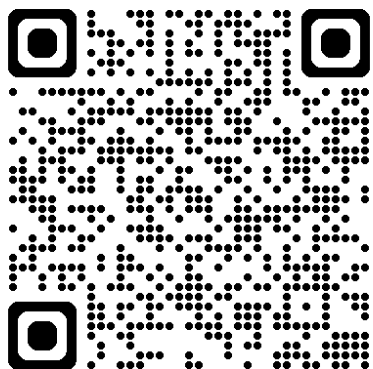
被災程度	考え方	個人事業者等 (被災者)	特定注文者	災害発生場所 管理事業者
休業4日以上 の死傷災害	死亡した場合や入院中などにより災害発生的事实を伝達することが困難な場合	特定注文者が把握した場合に報告		
		特定注文者が存在しない場合は、災害発生場所管理事業者が把握した場合に報告		
		特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、報告義務対象外 ※ 個人事業者等が加入している関係団体等による情報提供は可能		
	災害発生的事实を伝達することが可能な場合	個人事業者等が特定注文者に報告、その内容を踏まえて、特定注文者が監督署に報告		
		特定注文者が存在しない場合は、個人事業者等が災害発生場所管理事業者に報告、その内容を踏まえて、災害発生場所管理事業者が監督署に報告		
		特定注文者、災害発生場所管理事業者のいずれも存在しない場合は、個人事業者等自らが監督署に情報提供		
休業4日未満 等報告義務対象外の災害	休業4日未満等報告義務対象外の災害は、個人事業者や個人事業者が加入している団体等が情報提供可能			

※ 災害発生場所において個人事業者等が労働者と同じ場所で就業していた場合に限る。
また、個人事業者等が中小企業経営者や役員の場合は、所属企業が報告主体となる。

（４）個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備していない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。



リーフレット
は、ここから
ダウンロード

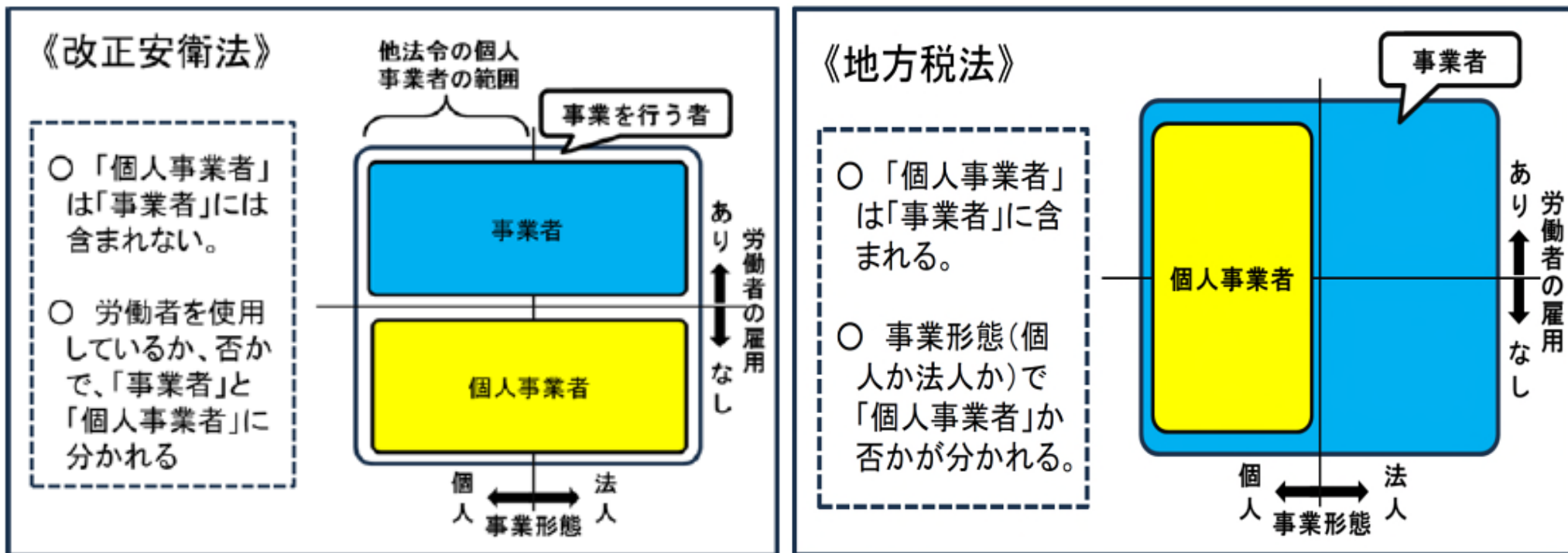
- 「事業を行う者で、労働者を使用しないもの」を、個人事業者として、安衛法に位置付けた。（法第31条の3）
- 事業者が講じる措置の順守義務（罰則の適用を受ける作業従事者）について定義付けされた。（法第26条）
- 自ら当該機械等を使用して、労働者と同一の場所において仕事の作業を行う場合の構造規格や安全装置を具備していない機械等の使用禁止（法第42条）
- 労働者と同一の場所において危険又は有害な業務に就くときは、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を受けなければならない（法第59条4項）

第二十六条 労働者及び労働者と同一の場所において仕事の作業に従事する労働者以外の作業従事者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

【個人事業者の範囲】

他法令では、事業を行う者が個人事業者に該当するか否かは、法人か否かで判断される場合が多いが、安衛法における「個人事業者」は、「**事業を行う者であって、労働者を使用しないもの**」と定義されており、法人であるか否かは問わず、労働者を使用するか否かで判断する。

これらの関係は次図のとおり。



【令和9年4月1日施行】

1 個人事業者等自身への義務付け

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けたもの。

※1 上記「個人事業者等」は、事業主体としての個人事業者や作業主体としての個人事業者若しくは中小事業の事業主又は役員を指す。

※2 改正法条文における「作業従事役員等の範囲」は、労災保険特別加入制度における中小企業事業主の範囲と同一の業種・規模（建設業は300人）以下の労働者を使用するもの。

2 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け（安衛法第30条の4及び32条関係）

作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいう。）に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることを義務付けたもの。

※「作業場所管理事業者」とは、安衛法第30条の4第1項において、仕事を自ら行う事業者であって当該仕事を行う場所を管理する者をいう。

【以下の業務を行う場合は作業間の連絡及び調整等必要な措置を講じる必要がある】

- ① 労働安全衛生法施行令第20条各号に掲げる業務（就業制限業務）
- ② 安衛則第36条各号に掲げる業務（危険又は有害な業務）
- ③ 安衛令第6条各号に掲げる作業に係る業務（作業主任者要選任作業）
- ④ 法及びこれに基づく命令により作業を指揮する者を定める必要がある作業に係る業務（作業指揮者要選任作業）
- ⑤ 安衛則第151条の2第7号に規定する貨物自動車を用いた荷の搬入・搬出の業務
- ⑥ 安衛法及びこれに基づく命令により定期に実施する検査等及び補修等の業務

新	旧
（高年齢者の労働災害防止のための措置） 第六十二条の二 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。 2 厚生労働大臣は、前項の事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。 3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。	（高年齢者の労働災害防止のための措置） （新設）

○近年の労働災害増加の大きな原因となっている、高年齢者の労働災害防止のため、高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとした。

- 事業者は、高年齢者の労働災害の防止を図るため、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他必要な措置を講ずるように努めなければならないものとされた。
- また、令和2年3月16日付け基安発0316第1号「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について」の通達によりエイジフレンドリーガイドラインが示されているが、このガイドラインで求められているような対応を企業の努力義務とした上で、現在のガイドラインについて法律上の根拠を与えることでその適切かつ有効な実施を図ることとされた。

（参考）高年齢労働者（60歳以上）の労働災害全体に対する割合（東京労働局管内）

H21	H26	R1	R2	R3	R4	R5	R6(速報値)
19%	21%	24%	25%	25%	27%	26%	28%

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高年齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めるもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に示す事項について、各事業場における高年齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立

- 経営トップによる方針表明と体制整備
 - ・経営トップが高年齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高年齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高年齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - ・高年齢者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・高年齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高年齢者の特性を考慮した作業管理
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能等の低下を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期の健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - ・高年齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、一人ひとりの労働者は、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を効果的に活用すること。

4 高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高年齢者の健康や体力の状況を踏まえた対応
 - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高年齢者の状況に応じた業務の提供
 - ・高年齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・高年齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務とのマッチングに努めるとともに、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・高年齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
 - ・集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルズ指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高年齢者に対する教育
 - ・法令に基づく教育等を確実に実施すること。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高年齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
 - ・管理監督者等に対し、高年齢者特有の特徴や高年齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されました（令和7年法律第33号）。

このページでは、改正労働安全衛生法等についての情報を順次掲載していきます。

改正法令

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）

[PDF 概要 \[1.4MB\]](#) [📄](#)

[PDF 要綱 \[224KB\]](#) [📄](#)

[PDF 条文 \[265KB\]](#) [📄](#)

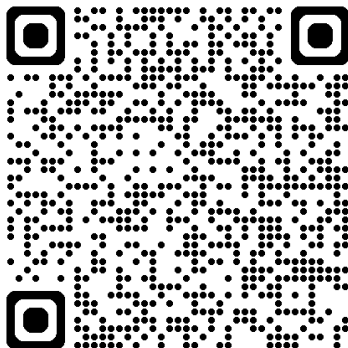
[PDF 新旧対照条文 \[526KB\]](#) [📄](#)

関連通達等

[PDF 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について（令和7年5月14日付け基発0514第1号） \[314KB\]](#) [📄](#)

リーフレット

[PDF 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて \[1.4MB\]](#) [📄](#)



政策について

分野別の政策一覧

[健康・医](#)[福祉・介](#)[雇用・労](#)[雇用](#)[人材開発](#)[労働基準](#)[雇用環境](#)[非正規雇用](#)[派遣](#)[労働関係](#)[労働政策](#)

個人事業者等の安全衛生対策について

概要等

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」（同法第1条）ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきたことに加え、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下で、デリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところです。

一方、令和3年5月に出力された石綿作業従事者等による国家賠償請求訴訟の最高裁判決では、労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨であるとの判断がなされたことを踏まえ、令和4年に請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行いました。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会において、安衛法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうするべきかなどについて、別途検討することとされたほか、個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が相当数発生している状況があることから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討を行い、検討会報告書を取りまとめています。

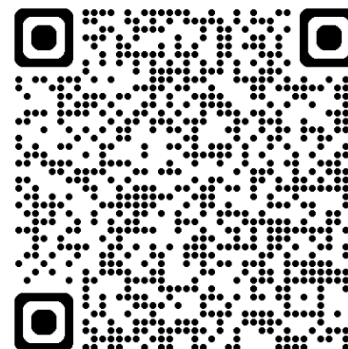
・個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会
[PDF 「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」報告書](#)

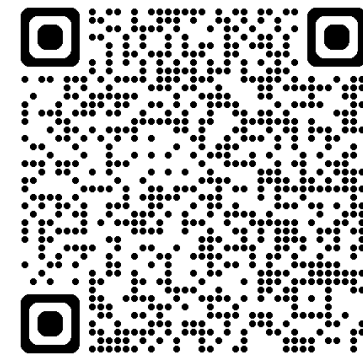
労働安全衛生規則等の一部改正（2025年4月～）

労働安全衛生規則等の改正で、危険箇所での作業の一部を請け負わせ者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、労働安全の危険性に対処するものに関する措置として、退避や危険箇所への立入付けられます。

○改正省令
[PDF 「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第80号）」](#)

○関係通達等
[PDF 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について（令和6年4月30日付け基発0430第4号） \[931KB\]](#)





【改正法関係通達・指針】

- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について(R7.5.14)
- 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令等（個人事業者等関係）の施行について(R8.3.30)
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（機械の労働災害防止等関係）の施行について(R8.3.31)
- 「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知について(R8.3.16)
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律等（機械の労働災害防止等関係）の施行について(R8.3.31)
- 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）(R8.5.26)

別添

令和8年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

1 労働者の安全確保のための対策

(1) 墜落・転落災害防止対策

建設業における労働災害による死亡者数（死亡災害）の約3割、休業4日以上
の労働災害による死傷者数（死傷災害）の約3割を占める墜落・転落災害を
防止するため、次の対策を推進する。

ア 足場等からの墜落・転落防止対策

【厚生労働省が行うこと】

墜落・転落災害のうち足場等を起因物とする死亡災害は約16%、死傷災害は約12%を占めている（令和6年確定値。以下同じ。）。

これらの災害を防止するため、幅が1メートル以上の箇所における一側足場の原則使用禁止を含め、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に基づく措置の一層の徹底を図るとともに、あらゆる機会を活用し、「手すり先行工法に関するガイドライン」及び「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（平成24年2月9日付け基安発0209第2号、令和5年3月14日最終改正。以下「推進要綱」という。）に基づく「より安全な措置」等の普及・定着を促進する。

ご安全に！